

学校等における児童等の安全確保に関する指針

通学路等における児童等の安全確保に関する指針

子どもの安全を守るために



岡山県

1 はじめに

子どもの安全を守りましょう

岡山県では、平成18年9月に「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を施行し、子どもの安全をはじめとする、すべての県民の安全、安心を確保するためのまちづくりの推進に取り組んでいます。

さらに、平成19年4月には条例に基づき「学校等における児童等の安全確保に関する指針」及び「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」を策定し、子どもの安全確保のために努力すべき対策を示したところです。

このたび、これらの指針を解説したパンフレットを作成しました。子どもの安全を確保するために御活用いただければ幸いです。

2 学校、通学路等の安全指針の概要

学校等における児童等の安全確保に関する指針

第1 通 則

目 的

学校等における児童等の安全を確保するために行う方策を示すことにより、児童等の安全確保を図る。

基本的な考え方

- (1) 学校等の設置・管理者に、児童等の安全を確保するための方策を示し、その対策を促す。
- (2) 関係法令等を踏まえ、学校等の種別、管理体制の整備状況、学校等の施設の態様、児童等の年齢、学校等の実情に配慮し、運用する。
- (3) 社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

第2 具体的方策

正当な理由なく立ち入ろうとする者の侵入防止

- (1) 出入口の適正な管理
- (2) 受付等の明示
- (3) 出入り管理の徹底
- (4) 施設・設備等の充実

施設・設備等の整備点検

- (1) 校門、囲障、校舎の出入口・窓、外灯、附属建物等の整備点検
- (2) 死角の原因となる障害物等の移動又は除去
- (3) 防犯機器等の整備点検

緊急時に備えた体制の整備

- (1) 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定、点検・評価
- (2) 保護者、地域住民、自主活動団体等との情報共有
- (3) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれが生じた場合の保護者への連絡、登下校の方法の決定等
- (4) 学校行事等の施設開放時における安全確保
- (5) 遠足、校外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (6) 学校等施設内外の巡視
- (7) 安全管理についての教職員等への指導、研修、訓練の実施
- (8) 教職員等の防犯ブザー・通報用器具の携行
- (9) スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

安全教育の充実

- (1) 日常生活全般において安全確保のために必要な事項を理解するための安全教育の計画的な実施
- (2) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練、防犯訓練の実施

通学路等における児童等の安全確保に関する指針

第1 通 則

目 的

通学、通園等に利用している道路及び児童等が日常的に利用している公園等において、児童等が犯罪による危害を受けないよう、安全を確保するために行う方策を示すことにより、児童等の安全確保を図る。

基本的な考え方

- (1) 通学路等に係る関係機関等に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための方策を示し、その対策を促す。
- (2) 関係法令、立地条件や建設計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。
- (3) 社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

第2 具体的方策

通学路等における安全確保体制の整備

- (1) 地域ぐるみによる通学路等の見守り協力体制の整備
- (2) 通学路等における犯罪発生情報等の共有
- (3) 通学路等の安全点検
- (4) 通学路等のパトロールと協力要請
- (5) 「子ども110番の家」の設置要請等

安全教育の充実

- (1) 地域安全マップの作成を通じた児童等の危険予測能力の向上
- (2) 地域住民、自主活動団体等と連携した登下校時のあいさつ運動の実施
- (3) 「子ども110番の家」の場所及び利用方法の周知や訪問活動・駆け込み訓練の実施
- (4) 通学路等において誘拐、連れ去り等に遭わないための対応訓練の実施
- (5) 防犯ブザー等の使用訓練の実施

通学路等における安全な環境の整備

- (1) 歩車道の分離
- (2) 見通しの確保
- (3) 照度の確保
- (4) 防犯設備の設置
- (5) 「子ども110番の家」等の設置
- (6) 安全な通学路の指定

